

郡山市上下水道局合併入札試行要領

令和6年4月9日制定
令和8年3月31日最終改正
[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）の規定に基づく指名競争入札において、複数の工事を1件として行う入札（以下「合併入札」という。）の試行的な実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象となる工事は、原則として設計金額が最も大きい工事を主体工事、他の工事を関連工事とし、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 請負契約の締結を同時に行うことができること。
- (2) 施工部分ごとに履行の確認を行うことができること。

(実施の手続き)

第3条 対象工事の執行課の長は、合併入札依頼書（別記様式）を工事等契約伺書に添えて総務課長に提出するものとする。

(工事の業種)

第4条 主体工事及び関連工事の工事業種が異なる場合における指名基準の運用については、業種は、主体工事のものとみなす。

(実施の決定)

第5条 入札に付そうとする工事は、第3条の規定に基づき依頼された工事のうちから契約権者が決定するものとする。

(設計金額等の算出)

第6条 合併入札の設計金額は、主体工事及び関連工事の設計金額の和とする。この場合において、諸経費を調整することが必要なときは、当該調整を行ったうえで設計金額を算出するものとする。

2 合併入札の予定価格、最低制限価格及び落札金額は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格は、主体工事及び関連工事の予定価格に相当する額の和とする。
- (2) 最低制限価格は、主体工事及び関連工事の最低制限価格に相当する額の和とする。
- (3) 落札金額は、第1号に定める予定価格の制限の範囲内で前号に定める最低制限価格以上の入札金額のうち、最低の価格で入札をした者の入札金額とする。

(契約書)

第7条 契約書は、対象工事ごとに作成するものとする。

(契約金額の算出)

第8条 対象工事の契約金額は、落札金額を工事ごとの予定価格に相当する額に応じて按分した額にそれぞれ消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、当該按分における千円未満の端数は主体工事に含めるものとする。

(入札結果の公表)

第9条 入札結果は、郡山市上下水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領（平成15年6月23日制定）により公表する。ただし、予定価格、最低制限価格及び落札金額は、第6条第2項の規定に基づき算出したものをもって行うものとする。

(配置技術者等)

第10条 主体工事及び関連工事に配置する主任技術者は、それぞれの工事の業種に必要な資格を有する者を配置するものとし、同一の者が兼務することができるものとする。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）により専任配置を要する工事の場合は、この限りでない。

2 主体工事及び関連工事に配置する現場代理人は同一の者をあてるものとする。ただし、専任配置を要する監理技術者が当該工事の現場代理人を兼ねる場合は、この限りでない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

総務課長

合併入札依頼書

下記の工事について、郡山市上下水道局合併入札試行要領の規定に基づき入札執行を依頼します。

主体工事執行課長

関連工事執行課長

記

- 1 工事名 (主体工事)
(関連工事)
- 2 設計金額 円
(内訳：主体工事 円
関連工事 円)
- 3 業種
- 4 合併入札とする理由